会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

事　務　連　絡
令和８年５月 22 日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室

医療費助成のオンライン資格確認ができなかった時の代替措置について

厚生労働行政につきまして、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードを活用した医療費助成（公費負担医療及び地方単独医療費助成をいう。以下同じ。）のオンライン資格確認については、令和８年度中に全国規模での導入を目指しているところです。

当該事業に先行実施として既にご参加いただいている自治体・制度においては、医療機関等の窓口でマイナ保険証をカードリーダーにかざすことにより、医療費助成の資格確認を行うことができるとともに、利用者はマイナポータルにおいて医療受給者証の情報を確認できるようになっています。

これまで、マイナ保険証をカードリーダーにかざした際、機器の不具合等の何らかの事情により読み取りができず、資格確認が行えなかった場合には、医療保険（※）とは異なり、マイナポータルによる対応はできず、医療費助成においては紙の医療受給者証の提示が必要となっていました。

今般、令和８年度末には 1,400 を超える自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入予定であることを踏まえ、利用者の利便性向上の観点から、令和８年５月 25 日より、マイナポータルにおける医療受給者証の表示画面を見直し、マイナポータルによる代替措置を可能とすることとしました。

貴会におかれましては、本件について御了知いただくとともに、貴会会員に対する周知に御協力くださいますようお願いいたします。なお、本見直し内容については、関係省庁及び関係部局と協議済みであることを申し添えます。

また、マイナポータルにおける健康保険証の表示画面についても、マイナンバーカードを搭載したスマートフォンのみを持参した場合に対応できるよう、記載の見直しを行いますので、あわせて御承知おきください。

（※）医療保険においては、「マイナンバーカード及びマイナポータル画面の提示」（マイナンバーカードを搭載したスマートフォンのみを所持している場合には、その場でログインの上、マイナポータル画面のみの提示）による代替措置により、資格確認を行うことが可能とされています。

【照会先】
厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室
E-mail：jousan@mhlw.go.jp

マイナ保険証による医療費助成の資格確認方法　※現行

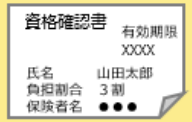
○ 何らかの事情によりマイナンバーカード（スマートフォンを含む）が読み取れずマイナ保険証で資格確認が行えなかった場合、医療保険においては、**マイナンバーカードとマイナポータルの資格情報の画面またはPDF（マイナンバーカードを搭載したスマートフォンの場合はその場でマイナポータルにログインし、表示された当該画面のみ）を提示**するという代替措置で資格確認が可能。

○ 他方で、医療費助成においては、代替措置が設けられておらず、医療受給者証を持参していない場合は現物給付を受けることができない状況。

マイナンバーカードか、マイナ保険証として利用可能なスマートフォンをカードリーダーにかざす

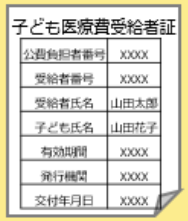
マイナンバーカードを持っていない方の場合

資格確認書



＋

医療受給者証



確認できた【問題なし】

先行実施※1 未参加

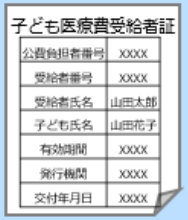
マイナ保険証

マイナンバーカード　or　スマートフォン



＋

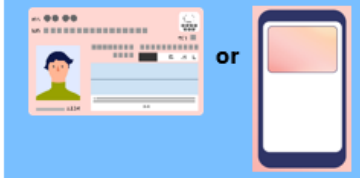
医療受給者証



先行実施 参加

マイナ保険証＋PMH※2

マイナンバーカード　or　スマートフォン

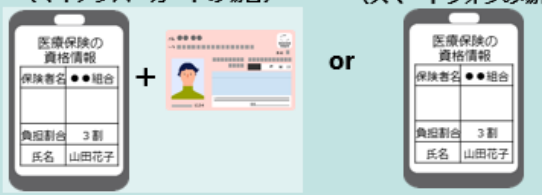


※患者が提供同意した医療費受給者証が対象

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

マイナポータル画面（医療保険）

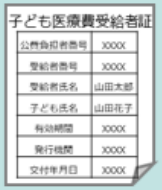
（マイナンバーカードの場合）　（スマートフォンの場合）



マイナポータルの資格情報の画面またはPDFを提示

＋

医療受給者証



医療費助成側のマイナポータル画面では

※この画面を医療機関等に提示しても、紙の受給者証の代わりとして利用することはできません。

と表示されている

※1 医療費助成の受給資格を医療機関等でオンラインにより確認できる仕組みを、一部地域・医療機関等で先行して導入する取組
※2 Public Medical Hub：自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム

※医療受給者証を持参していない場合は現物給付不可

（別紙）

マイナ保険証による医療費助成の資格確認方法　※見直し後

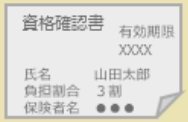
- 令和８年度末には、1,400を超える自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入予定であり、利用者の利便性向上の観点から、代替措置を設けることとしたい。
- 代替措置については、医療保険の代替措置を踏まえ、**マイナンバーカードとマイナポータルにログインし、表示された医療受給者証の画面（マイナンバーカードを搭載したスマートフォンの場合は当該画面のみ）を提示**する方法としたい。

マイナンバーカードか、マイナ保険証として利用可能なスマートフォンをカードリーダーにかざす

【取り扱い変更なし】

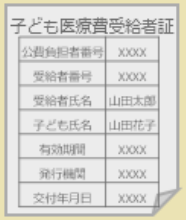
マイナンバーカードを持っていない方の場合

資格確認書



＋

医療受給者証



確認できた【問題なし】

先行実施 未参加

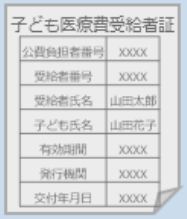
マイナ保険証

マイナンバーカード　or　スマートフォン



＋

医療受給者証



先行実施 参加

マイナ保険証＋PMH

マイナンバーカード　or　スマートフォン

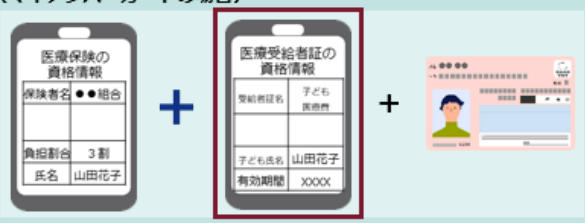


※患者が提供同意した医療費受給者証が対象

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

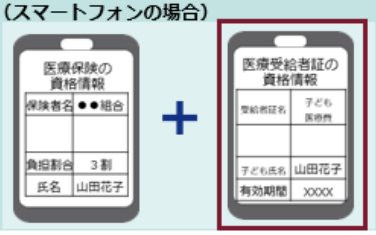
マイナポータル画面（医療保険・医療受給者証）

（マイナンバーカードの場合）



or

（スマートフォンの場合）

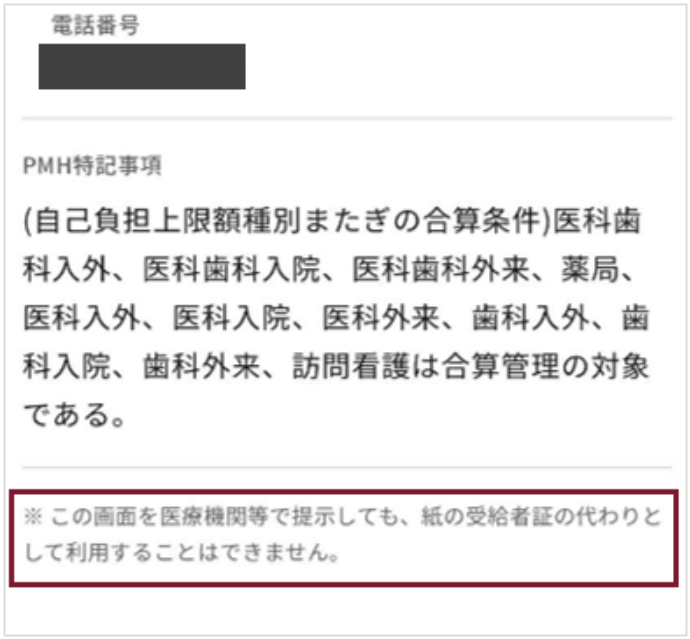


その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示

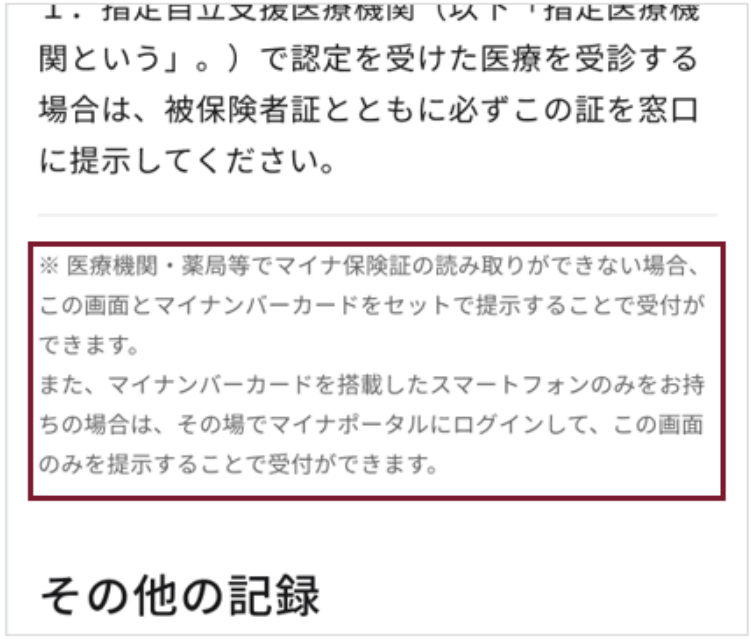
※紙の医療受給者証により資格確認を実施することも可能
※再診等の患者で、マイナポータル画面の提示ができない場合は、患者への口頭確認（医療保険と同様の対応）

マイナポータルおける医療受給者証の表示画面（新旧）

<現行>

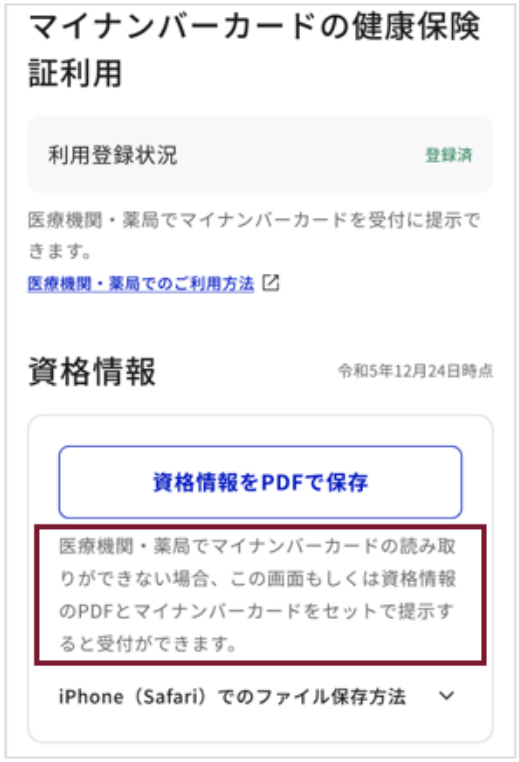


<修正後> ※令和８年５月25日以降

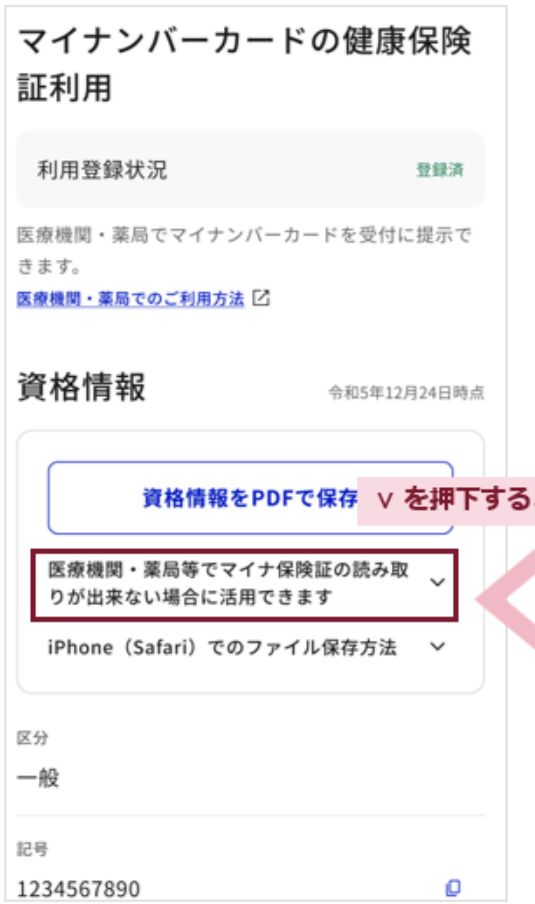


マイナポータルおける健康保険証の表示画面（新旧）

<現行>



<修正後> ※令和８年５月25日以降



∨ を押下するとアコーディオンが開く

